十三　地方公務員等共済組合法附則第十九条の二第一項の一時金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務

十四～十八　［略］

第四十六条の二の六　法別表九十一の二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第四条第一項若しくは第五条第一項の許可の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二　日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第七条又は第十六条の三第三項の特別永住者証明書の交付に関する事務

三　日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第十条第一項の住居地の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

四　日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第十条第二項の新住居地の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

五　日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第十一条第一項の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

六　日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第十二条第一項若しくは第二項の特別永住者証明書の有効期間の更新の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

七　日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第十三条第一項若しくは第十四条第一項若しくは第三項の特別永住者証明書の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

八　日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第六条の特別永住者証明書の返納に関する事務

九　日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第六条の二第七項の特定特別永住者証明書の交付に関する事務

十　日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第六条の三第二項の特定特別永住者証明書の返納に関する事務

第四十六条の二の七　［略］

［新設］

十三～十七　［同上］

［新設］

第四十六条の二の六　［同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の一部改正）

第二条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。